4月に開設した生活支援センター「つばさ」

「生活支援センターつばさ」開設

社会へのはばたき

市では、障がい者が安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、４月から市役所相良庁舎に、障がい者の生活を支援する「生活支援センターつばさ」を開設しました。

当たり前の生活ができるような社会へ向けて

「ある社会がその構成員のいくらかの人々を締め出すような場合、それは弱くもろい社会なのである」。

昭和54年に国際連合総会で決議された「国際障害者年行動計画」で示された一文です。わが国では、この時期にノーマライゼーション（＊）の考え方が広まり、施設入所中心の施策に地域で見守る体制が加わり、関連する法律や施策が変更されてきました。

これまで、障害福祉サービスは、利用するサービスを自治体が指定する制度でしたが、平成15年から、利用者が自らサービスを決めて選ぶことができる「支援費制度」が開始されました。

また、18年から支援費制度の問題を解消し、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指した「障害者自立支援法」が施行されました。

障がい者数の増加

わが国では長年、障がい者の問題は「家族」で解決すべき問題だと考えられてきました。家族以外の第三者による支援や介護の必要性、妥当性は、いまだ地域社会の中で十分に認知されていません。

一方で、障がい者の数は、年々増加しています。内閣府の平成24年版障害者白書によると、全国で７４０万人以上、市内でも約２５００人が障害者手帳を持っています。

■市内の障害者手帳所持者数

種 別	身体障がい	知的障がい	精神障がい	合 計
平成21年	1,852人	331人	216人	2,399人
平成22年	1,911人	339人	243人	2,493人
平成23年	1,918人	359人	255人	2,532人
平成24年	1,901人	375人	271人	2,547人

＊ノーマライゼーション
障がい者を排除するのではなく、障がいを持っていても健常者と平等に、当たり前の生活ができるような社会こそがノーマル（普通）な社会であるという考え方

18年から牧ノ原やまばと学園が業務を実施

市では、障がい者に対する生活支援を進めてきました。具体的には、日常生活全般に関する相談業務の他に、適切な福祉サービスを利用できるように、本人の心身の状態や生活の様子などを考慮して利用する福祉サービス（在宅・施設入所）を調整したり、ヘルパーなどの在宅福祉サービスを提供したりしています。

平成12年10月から、社会福祉法人牧ノ原やまばと学園（坂部２１５１番地２）が「生活支援センターやまばと」を開設し、志太榛原地域の障がい者支援を行ってきました。

18年の障害者自立支援法の施行に伴い、同年10月からは、市内全域の障がい者や家族からの日常生活全般についての相談支援業務を市から受け、さらに、サービス利用調整、サービス利用計画の作成などを行ってきました。

イエローリボン運動
障がいを持つ人たちの自立と社会参加を目指すための運動。どんなに重い障がいを持っていても、人としての尊厳が守られ、住み慣れたまちで幸せに暮らすことを目指している。
イギリスで黄色は身を守るための色として使われており、世界に広まった。

新たに「生活支援センターつばさ」を開設

近年、市内の障がい者数や相談件数の増加、相談内容が複雑で難しくなってきたこと、相良地域の方の利便性などから、障がい者の支援体制の強化を図るため、新たに市役所相良庁舎内に障害者相談支援センター「生活支援センターつばさ」を開設しました。

同センターは、市内全域の対象者を榛原・相良地域に分け、主に相良地域を対象に、社会福祉法人牧之原市社会福祉協議会が運営します。

主な活動内容は、牧ノ原やまばと学園と同じく、障がい者や家族からの日常生活全般についての相談支援業務とサービス利用調整、サービス利用計画の作成などです。

榛原地域については、引き続き、生活支援センターやまばとが担当します。

これにより、よりきめ細かな対応ができるようになりました。

誰でも人は等しく基本的人権がある

わが国の障がい者施策が本格化したのは戦後のことです。時代の流れや当時者からの意見などから、施設から地域へ、隔離から見守りへと、施策が大きく方向転換しています。

昭和23年の国連総会で採択された「世界人権宣言」の第1条にこうあります。「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」。

障がい者もそうでない人も、当たり前の生活を当たり前に送り、社会にはばたくことができるように、私たち一人一人が意識をして、誰もが住みやすいまちづくりを実現させましょう。

生活支援センター相談員からのメッセージ

やまばと
相談員　原　慎介さん

地域の皆さんの協力と支援が必要

就労や生活上の悩みなど、障がい者や家族、関係する事業所からの相談を受けています。牧之原市の方々は地域のつながりが深く、地域全体で障がい者を支える基盤ができつつあると思います。

私たちの力はほんの僅かですので、地域の皆さんのご協力とご支援を、これからもよろしくお願いします。

つばさ
相談員　小笠原一臣さん

小さなことでもまずは連絡を

市社会福祉協議会に勤めており、昨年１年間生活支援センター「やまばと」で業務を勉強してきました。相良地域でセンターが開設したので、より利便性が向上し、相談員３人による柔軟な対応ができるようになりました。ほんの小さなことでも構いませんので、まずは連絡いただき、一緒に解決策を考えていきたいです。

【生活支援センターつばさ】
日　時　月曜日～金曜日　午前８時15分～午後５時
場　所　相良庁舎１階西側　　運営体制　相談員３人
対　象　主に相良地域にお住まいの障がい者やその家族
業務内容　日常生活全般に関する相談、障害福祉サービス利用計画の作成、訪問　など
問い合わせ　生活支援センターつばさ　☎㊿2610
＊榛原地域にお住まいの方は、これまでどおり、「生活支援センターやまばと（☎㉙0223）」が担当します。